

## 第Ⅱ章 捕獲に関する基礎知識

---

# 1 捕獲の基本的な考え方

野生鳥獣の捕獲の方法として、狩猟による捕獲と許可捕獲がある（表 2.1）。許可捕獲には、有害鳥獣捕獲と特定計画に基づく個体数調整がある。被害が発生しているからといって、これらからはずれて、野生鳥獣を許可なく捕獲することはできない。

許可捕獲に関して、捕獲許可権限は、通常都道府県知事が持っているが、市町村長に許可権限を委譲している場合もある。

表 2.1 狩猟・有害鳥獣捕獲・個体数調整の関係

区 分	狩 猟	許可捕獲	
		有害鳥獣捕獲	個体数調整
定 義	狩猟期間に、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷）を行うこと	農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと	特定鳥獣保護管理計画に基づく鳥獣の捕獲等又は採取等を行うこと
対象鳥獣	狩猟鳥獣49種(鳥類のひなを除く)	狩猟鳥獣以外の鳥獣も可能(鳥獣類及び鳥類の卵も含む)	特定鳥獣保護管理計画で定められた鳥獣
捕獲及び採取の事由	問わない	農林水産業等の被害防止	地域個体群の長期的にわたる安定的な維持
個別の手続き	不要(狩猟免状の取得、毎年度の登録が必要)	許可申請が必要 申請先：都道府県知事(権限移譲している場合は、市町村長)	許可申請が必要 申請先：都道府県知事(権限移譲している場合は、市町村長)
資格要件	狩猟免状及び狩猟者登録を受けた者	原則として狩猟免状を受けた者	原則として狩猟免状を受けた者
方 法	法定猟法 (網猟・わな猟・銃猟)	法定猟法以外の方法も可能 (危険猟法等については制限あり)	法定猟法以外の方法も可能 (危険猟法等については制限あり)

## (1) 狩猟

鳥獣保護法において狩猟とは「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うこと」と定義されており、狩猟免許を取得することが必要である。

狩猟免許の種類には網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許がある（表 2.2）。

狩猟免許試験は、居住している地域を管轄する都道府県知事が実施し、試験に合格して取得した免許は、全国で有効である（図 2.1～2.2）。免許の有効期間は3年間で、3年ごとに更新が必要である。ただし、狩猟をしようとする場合は、その地域を管轄する都道府県に狩猟者登録をする必要がある（表 2.3）。

表 2.2 法定猟具と免許の種類

狩 具	狩猟免許の種類
むそう網、はり網、つき網、なげ網	網猟免許
くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな	わな猟免許
装薬銃（ライフル銃、散弾銃） 空気銃（圧縮ガス銃を含む）	第一種銃猟免許
空気銃（圧縮ガス銃を含む）	第二種銃猟免許

※ただし狩猟による鳥類の捕獲のためにわなを使用することは禁止されている

表 2.3 有害鳥獣捕獲と狩猟捕獲の比較

	免許	登 録	期 間 <sup>(2)</sup>
狩猟による捕獲	○	狩猟を行う都道府県に要登録	北海道以外：毎年11月15日～2月15日 北海道：毎年10月1日～翌年1月31日
有害鳥獣捕獲	○	× <sup>(1)</sup>	許可された期間であれば年中可能

(1)：狩猟者登録を義務づけている都道府県等もあるので、都道府県出先事務所及び市町村の鳥獣行政担当課等に確認されたい。

(2)：特定鳥獣保護管理計画や猟区などにより対象種及び地域ごとに狩猟期間が異なるので、都道府県の鳥獣行政担当課等に確認されたい。

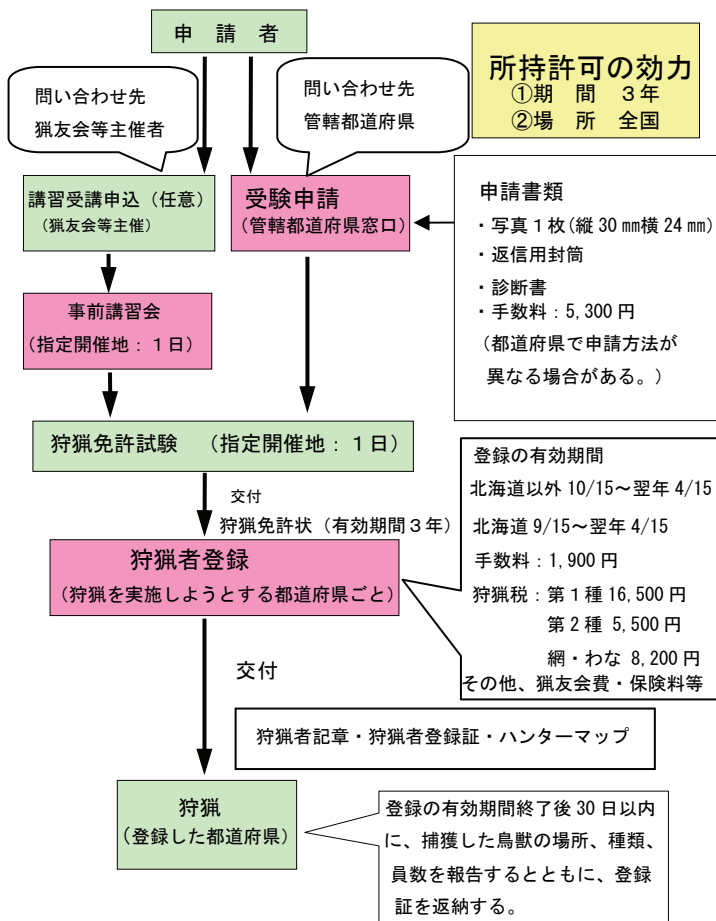


図 2.1 狩猟免許状と狩猟者登録の申請手続き  
(初めての場合)

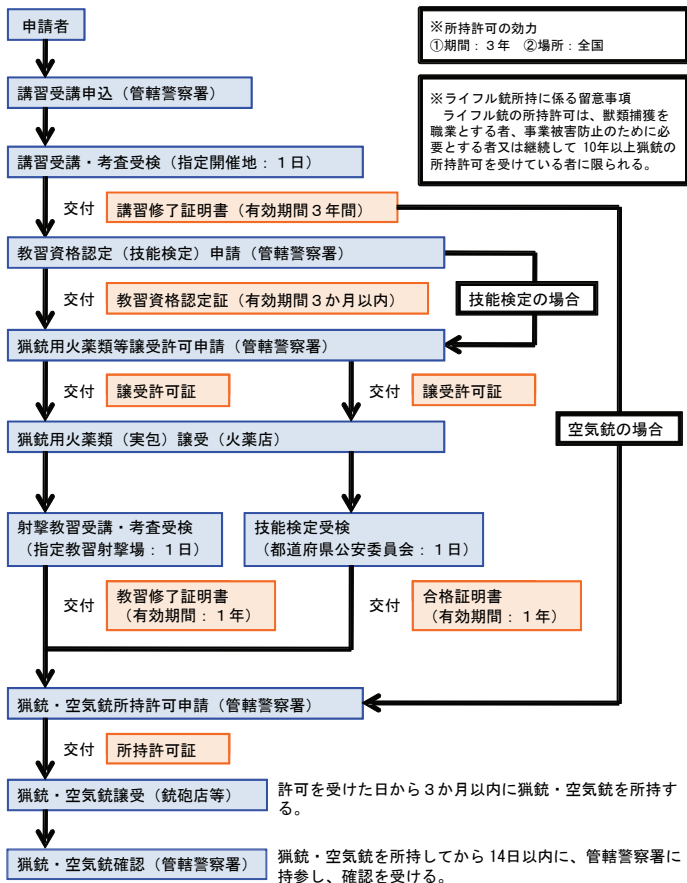


図 2.2 猟銃・空気銃所持許可の申請手続き  
(初めて所持する場合)

## (2) 有害鳥獣捕獲

鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系にかかわる被害が生じている、あるいはその恐れがあり、原則として各種の防除対策によっても被害が防止できないと認められた時、その防止、軽減を図るために捕獲が行われる。捕獲許可申請は、被害を受けている個人、法人（国・地方公共団体、農協、森林組合などに限定）が行うことができる（図 2.3）。

被害を受けている農家が有害鳥獣捕獲の申請をする場合は、市町村の鳥獣行政担当課へ相談し、手続きを確認する。

## (3) 特定鳥獣保護管理計画による個体数調整

特定鳥獣保護管理計画（以下、「特定計画」という。）は、当該計画を策定しようとする都道府県の区域内において、その数が著しく増加又は減少している鳥獣（以下、「特定鳥獣」という。）がある場合において、当該鳥獣について順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じて、被害防除対策、生息環境管理及び個体数管理の実施等による総合的な鳥獣保護管理を行うために策定されるものである。

特定計画の対象地域においては、特定鳥獣の個体数調整を行う際には、鳥獣保護法第9条第1項に基づき、特定鳥獣の数の調整の目的として捕獲許可を受ける必要がある。なお、当該区域内においては、狩猟におけるわな等の猟具の規制が解除されている場合がある。

なお、この捕獲の許可対象者は、有害鳥獣捕獲と異なり、被害を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者でなくとも良いこととされている。

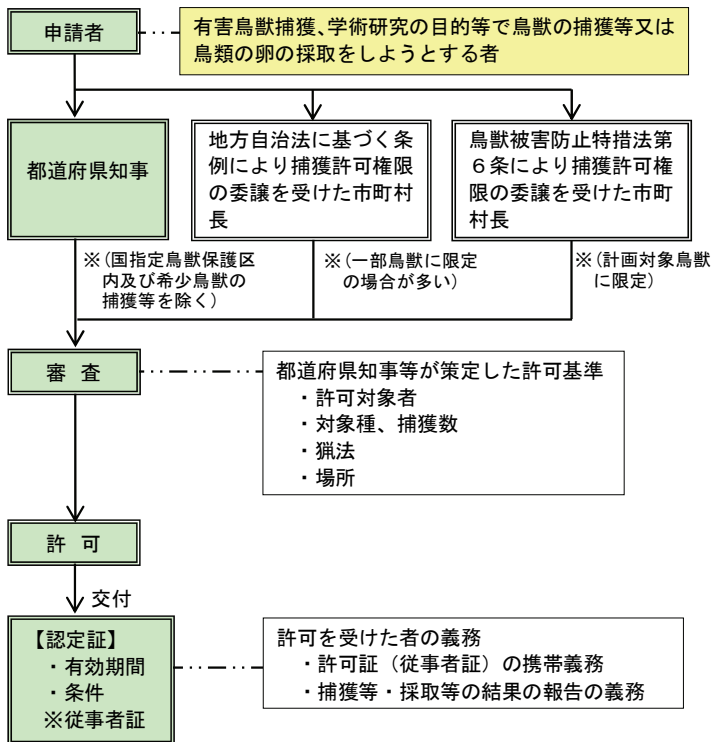


図 2.3 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等に係る許可手続き

## 2 野生鳥獣の捕獲方法

鳥獣を捕獲する場合は、特別な場合を除き、狩猟免許を取得し、法定猟具を用い捕獲する。狩猟免許ごとに、使用できる猟具が決まっている。例えば、わな猟免許所持者は、くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわなを、第一種銃猟免許所持者は装薬銃（猟銃）と空気銃を使用することができる。

ここでは、本マニュアルの対象種が、イノシシ、シカ、サル及びカラス類であるので、猟銃及び空気銃（以下、銃器と称す）による捕獲と、わなによる捕獲の共通方法について説明する。





## (1) 銃器を用いた捕獲方法

銃器を用いた方法としては、「巻き狩り猟（グループ猟）」、「流し猟」、「忍び猟」、「コール猟」などがある。これらは基本的に獣類を対象にした方法である。

### 1) 巻き狩り猟

主に大型獣類を対象とした方法である。捕獲作業を指示する指揮者（1名）、「待ち場」で待機し、獲物を撃つ役割を担う「射手（数名）」、犬を連れる場合もあるが、待ち場に向かって獲物を追



い出す役割を担う「勢子（数名）」が基本的な人員構成となる。

獣種によって若干方法は異なるが、山腹にいる獲物を低標高に追い出して、そこに待機する射手に射撃させて捕獲する方法である。全体を見渡せる位置に猟場の指揮者が立ち、各人はその発声や身振りによって整然と行動するのが特徴である。近年では、アマチュア無線の免許を取得することで、無線機を利用して行われる。このため、全体を見渡せる場所に指揮者を置かず、自らが勢子となって獲物を追い出すなどの方法もあり、必ずしも固定化されたものではない。

#### <実施の手順>

- ・見切り

捕獲する場所の外周を歩きながら観察し、獲物の有無を確認する。足跡の方向などの痕跡から獲物が潜んでいる場所を予測し、猟場を決定するための情報を収集する。



- ・打合せ

指揮者を中心として、猟場の決定や人員の配置等の計画、注意事項の確認等を行う。

- ・展開

計画に基づいて、猟場に展開する。全員が配置についてを確認したうえで、勢子が入り、獲物を追い出す。無線等により、獲物の状況を逐次射手に伝え、待ち場に追い込んで射止める。

## 2) 流し猟

広く地域を歩いて獲物を探し求めることをしょうりょう渉猟という。近年では自動車を用い移動しながら捕獲対象物を探し、捕獲する場合もある。主に、北海道のエゾシカ捕獲などで用いられる猟法である。

獲物の警戒心が高くなると、車を停めただけで逃げる場合もあり、遠距離での射撃技術が必要となる。

### <実施の手順>

- ・事前準備

広範囲を搜索することになるので、鳥獣保護区や特定猟具使用制限区域、休猟区等の位置を確認するとともに、必要に応じて入林届けの提出などを行う。

- ・しょうりょう渉猟

低速で車を走らせながら、獲物を搜索する。発見した場合には、獲物に警戒されないように停車する。

- ・発砲

下車した後、公道から離れてから銃のカバーを外す。安全を確認し、実包を装填する。狙いを定めて射止める。また、農耕地で実施する場合には、作業中の人や家畜がいないことを確認する。

### 3) 忍び猟

静かに身を隠しながら獲物に接近して、射止める方法である。場合によっては、獣道に身を隠して獲物が通りかかったところを射止めることもあるが、これは「待ち伏せ猟」と呼ばれる。

一般的には、積雪があり足跡を容易に追跡できる地域では、犬を連れずに狩猟者だけが静かに獲物に接近するが、痕跡を発見しにくい地域などでは、犬を連れて行う場合もある。いずれの場合も、狩猟者は単独であり、いかにして獲物に警戒されずに接近するかが重要となる。

#### <実施の手順>

##### ・事前準備

獲物の捜索から回収まで一人でやることになるため、十分な準備が必要となる。一般的な大物猟には、猟銃、猟銃・空気銃所持許可証、狩猟者登録証、狩猟者記章、実包、ハンターマップ、ナイフなどが個人装備として必要である。さらに単独の忍び猟の場合には、搬出用ロープなどグループで共有できる装備まで個人が携行する必要があり、準備不十分であると大変な労力が必要になる。

##### ・しょうりょう 涉 猟

風向きを考慮し、風下から猟場に入る。足跡や糞、食痕などを目安に獲物に接近する。

##### ・獲物の確認と発砲

十分に接近し、周囲の安全を確認したうえで、獲物を射止める。

## 4) コール猟

発情期のシカが発する鳴き声を特殊な笛で真似て、おびき寄せて射止める猟法である。発情期の秋に適した猟法である。

### <実施の手順>

#### ・準備

様々な様式のコール笛が販売されているが、ニホンジカ専用のものはなく、アカシカ用やエルク用のものを転用しているのが現状であり、コールの方法にも練習が必要であるために、事前に購入し準備をしておく必要がある。

#### ・しょうりょう 渉 猟

シカの生息地を、シカ笛を吹きながらゆっくりと渉猟する。出現したシカを、射止める。

#### ・待ち伏せ

ブラインドなどカモフラージュした場所で、身を隠しながらシカ笛を吹いて呼び寄せる。

銃器を用いた捕獲方法の実施に当たっては、地元の猟友会等と十分に調整を行い適切な捕獲方法を採用する。



## (2) わなを用いた捕獲方法

一般的に捕獲わなとして、「はこわな」、「囲いわな」、「くくりわな」などがある。「はこわな」、「囲いわな」は、対象種がわな内の餌に引き寄せられ、餌を食べると扉や柵が閉まる仕組みになっている。北海道の一部地域では、大型の囲いわなを用い、エゾシカを捕獲している事例がある。また、「くくりわな」には、「足くりわな」などがあり、対象獣種や地形などで使い分けしているところもある。わなを常設していると野生動物は、その場所を覚えるので設置に工夫が必要である。また、錯誤捕獲があった場合にすみやかに放獣する必要があることや、わなにかかった個体の長時間の放置は動物福祉上の問題もあり、わな設置後は毎日見回る必要がある。

### 1) はこわな

全面とも金網や板等で囲われた箱状のわなで、箱の中に閉じ込め捕獲するものである。基本的な構造は、わなの中に餌を入れ、対象動物が餌を食べる、または食べようとしてわなの中に入ることにより、扉を落としわなの中に閉じ込めるものである。わなにおびき寄せるため、餌を必要とする。餌を大量にわな周辺に撒くと、餌だけを食べて捕獲されない個体が出てくるなど、餌付状態となることがある。

形状は、移動が可能な小型のものが主流で、比較的簡単に設置ができる。扉は、片面と両面の2つのタイプがある。

主な対象鳥獣は、サル、イノシシ、クマ類、カラス類で、シカの捕獲に用いる地域もある。ただし、狩猟で鳥類をわなで捕獲することは禁じられている（有害鳥獣捕獲は可能）。

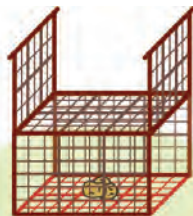




写真 2.1 カラスの捕獲わな（はこわなの1種）

## 2) 囲いわな

基本構造は、はこわなと同じであるが、上面（天井部）がない。つまり、上部を除く周囲の全部または一部を杭や柵で囲いこみ、その中に動物が入ると、出入り口の扉が閉まる構造になっている。なお、わなの上面の水平面の半分を超える面積を覆うと、はこわなとして扱われることになる。

形状は、大型なものが主流で、一度設置したら移動は困難なため、常設型として用いられていることが多い。

主な対象鳥獣は、イノシシとシカである。北海道では、エゾシカの肉を利活用するため、大型の囲いわなを用いてシカを捕獲し、養鹿している。エゾシカを餌でおびき寄せるため、野外での餌が少ない冬季にエゾシカが集まる場所（越冬地）で実施している。



写真 2.2 イノシシ捕獲用囲いわな

## 囲いわな特例

狩猟でイノシシなどの狩猟鳥獣を捕獲するためには、狩猟免許の取得及び狩猟者登録が必要である。

ただし、狩猟期間中で狩猟が可能な区域であれば、農林業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で、事業地内で囲いわなを用いてイノシシ等の狩猟鳥獣を捕獲することについては、狩猟免許を取得しなくても捕獲が可能となっている。また、農林業者が行う事業地内の有害捕獲についても許可申請により行うことが可能であるが、許可基準が異なる場合があることから、地元市町村の鳥獣行政担当課に確認して実施する必要がある。

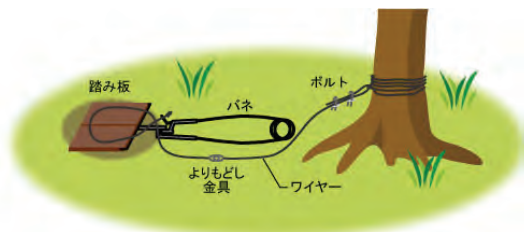
### 3) くくりわな

対象動物の通り道（獣道・けもの道）などに設置し、ワイヤーなどで輪を作り、その輪に足等が掛り、捕獲するものである。この方法は、餌を用いることはない。

主な対象鳥獣は、イノシシとシカである。なお、鳥獣保護法施行規則の一部（規則第10条第3号）が改正され、平成19年4月16日より、以下のくくりわなによる狩猟は禁止された。ただし、地方自治体が策定する鳥獣保護事業計画や特定計画により解除している都道府県もあるので、詳しくは関係地方自治体に確認する。

イノシシとニホンジカの場合のくくりわなの使用について禁止する猟法

- ◇ 輪の直径が十二センチメートルを超えるもの（内径の最大長の直線に直角に交わる内径の長さ）
- ◇ 締付け防止金具が装着されていないもの
- ◇ よりもどしが装着されていないもの
- ◇ ワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるもの



また、重要なことは、わなを立ち木に固定することである。イノシシを捕獲しようとしてツキノワグマが誤って捕獲されることもあるので、固定する立木は、しっかりとした太い木を選び、ボルトなどで固定したり、複数の立木に固定する。





## 止めさし

一般的に、わなにかかった鳥獣を確実に捕まえるために、銃器などを使用してとどめを刺すことを「止めさし」という。地域によっては、「止め矢」といわれている場合もある。

「止めさし」については、くくりわな等の鳥獣の動きを確実に固定できない構造のわなにどう猛かつ大型（イノシシ、ニホンジカ及びクマ等）の鳥獣がかかった場合などの一定要件を満たす場合は、捕獲行為の範囲内と解釈されている。なお、具体的には、地方自治体の鳥獣行政担当課に確認する。

最終的に、捕獲した動物に苦痛の無いように処理することが望ましい。そのためには、猟友会との協力体制を構築することが重要である。



## 3 関連法律

### (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

#### 1) 鳥獣保護法の目的と概要

鳥獣保護法は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区、鳥獣の捕獲許可、狩猟免許・登録等に関する制度について定めている。

#### 2) 対象となる野生鳥獣

この法律の対象となる野生鳥獣は、鳥類及び哺乳類に属する全ての野生動物が対象である。ただし、一部のネズミ類（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ）とニホンアシカ、ゼニガタアザラシ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ、アゴヒゲアザラシ、ジュゴンを除く海棲哺乳類については、他の法令で管理されていることから、鳥獣保護法の対象鳥獣からは除外されている。

また、農業又は林業の事業活動に伴いやむを得ず行われるネズミ類、モグラ類の捕獲は、捕獲許可を要しない。

#### 3) 狩猟鳥獣の種類

おおむね5年毎に見直しが行われるが、平成21年2月現在は29種の鳥類及び獣類20種の合計49種が狩猟鳥獣とされている（表2.4）。

表 2.4 狩猟鳥獣の種類

鳥類 (29種)		獣類 (20種)
カワウ	タシギ	タヌキ
ゴイサギ	キジバト	キツネ
マガモ	ヒヨドリ	ノイヌ
カルガモ	ニューナイスズメ	ネコ
コガモ	スズメ	テン *5
ヨシガモ	ムクドリ	イタチ(オス)
ヒドリガモ	ミヤマガラス	チョウセンイタチ(オス)
オナガガモ	ハシボソガラス	ミンク
ハシビロガモ	ハシブトガラス	アナグマ
ホシハジロ		アライグマ
キンクロハジロ		ヒグマ
スズガモ		ツキノワグマ
クロガモ		ハクビシン
エゾライチョウ		イノシシ *6
ウズラ *1		ニホンジカ
ヤマドリ(オス)*2		タイワンリス
キジ(オス)*3		シマリス
コジュケイ		ヌートリア
バン		ユキウサギ
ヤマシギ *4		ノウサギ

\*1：一定期間の捕獲の禁止(H24.9.14迄) \*5：亜種のツシマテンを除く

\*2：亜種のコンジロヤマドリを除く \*6：雑種のイノブタを含む

\*3：亜種のコウライキジを含む

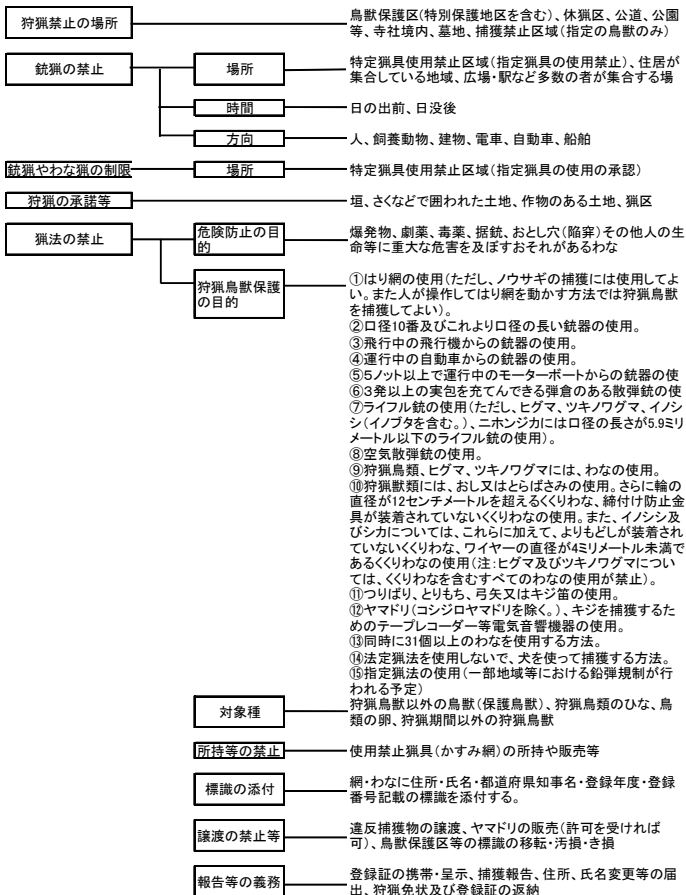
\*4：別種のアマミヤマシギは含まれない

#### 4) 狩猟鳥獣の捕獲規制

生息数が減少した場合など、狩猟鳥獣の保護を図る場合には、狩猟鳥獣であっても、環境大臣または都道府県知事によって一時的に捕獲が禁止され、生息数の回復を図ることがある。また、特定計画により捕獲を禁止している地方自治体もある。

#### 5) 狩猟鳥のひな等

狩猟鳥の保護のため、狩猟鳥のひなや卵については、狩猟の対象とされていない(図 2.5)。



※注

○鉛散弾については、当面の措置として各都道府県数箇所の地域を定めてその使用が禁止されている。また、北海道においては、平成16年度猟期からすべての狩猟鳥獣に対して鉛製弾(①1粒の直径が7ミリメートル以上の散弾(スラッグ弾を含む)②ライフル弾)の使用が禁止されている(一部地域は平成17年10月1日から)。  
○この他にも都道府県知事によって地域的な規制が行われている場合があるので注意すること。  
○「住居が集合している地域」とは、判例(最高裁平成12年2月24日判決)によれば、次の地域は「住居が集合している地域」に該当するとされている。なお、これより人家がまばらな地域であっても、当該地域に該当する場合がありますので注意すること。「人家と田畑が混在する地域内にあり、発射地点の周囲半径200メートル以内に人家が約10軒ある場所」

図 2.5 狩猟者の守るべき事項一覧

## (2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止

### のための特別措置に関する法律

この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることから、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として制定された。

鳥獣被害防止特措法は、農林水産大臣が作成する被害防止施策の基本方針に即して、被害防止計画を策定した市町村に対して必要な措置を講ずることとしている。

具体的な措置としては、都道府県に代わって、市町村自ら被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を行使できる（権限の委譲）、地方交付税の拡充、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる（財政支援）、鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる（人材確保）などが挙げられる。

#### ○市町村の被害防止計画に記載する事項

農林水産大臣が策定する基本指針に即して、市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画を作成できる。

- ① 被害の防止に関する基本的な方針  
被害の現状や従来講じてきた被害防止施策、被害の軽減目標や今後の取組み方針を記載する。
- ② 対象鳥獣の種類  
被害防止計画の対象とする鳥獣の種類を記載する。
- ③ 被害防止計画の期間  
被害防止計画の期間を記載する。（概ね3年を想定）
- ④ 対象鳥獣の捕獲等に関する事項  
捕獲の担い手の確保に関する取組、鳥獣の捕獲予定頭数、捕獲許可権限の委譲を希望する鳥獣の種類等を記載する。

- ⑤ 防護柵の設置等捕獲以外の被害防止施策に関する事項  
防護柵の設置、追い払い活動、放任果樹の除去、緩衝帯の設置、被害防止に関する知識の普及など、捕獲以外の被害防止施策に関する取組について記載する。
- ⑥ 被害防止施策の実施体制に関する事項  
鳥獣被害対策実施隊の設置や、関係機関で構成する対策協議会の設置等について記載する。
- ⑦ 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項  
捕獲現場等での埋設処理、一般廃棄物処理施設での焼却、肉等としての利活用等、捕獲した鳥獣の処理方法について記載する。

### (3) 銃砲刀剣類所持等取締法

#### 1) 銃砲刀剣類所持等取締法の概要

銃砲刀剣類の所持を原則禁止とし、所持に関する危険等を予防するために、銃器・刀剣類の所持を許可制にするなどの規制について定めた法律である。

#### 2) 所持の概念等

銃器の所持とは、支配の意志をもって、自己の支配できる状態におくことである。したがって、銃器を携帯、運搬、保管することも含まれる。

- 携帯：所持者が手に銃器を持つなど、使用できる状態で携えていること
- 運搬：所持者の支配下において、銃器の場所の移動を行うこと
- 保管：物を自己の勢力範囲内に保持して、所持者以外の者に所持されることのないようにすること

### 3) 担当行政機関

国：警察庁（国家公安委員会）

都道府県：都道府県警察（都道府県公安委員会）

### 4) 所持できない銃器

○一定以上の装弾を装てんできる弾倉のある銃器

- ・散弾銃：弾倉に2発まで
- ・ライフル銃・空気銃：弾倉に5発まで

○口径の大きい銃器

	猟銃		空気銃
	ライフル銃	散弾銃	
一般の銃器	10.5mm超	12番超	8mm超
専らトドやヒグマなどを捕獲するための銃器	12mm超	8番超	×

○銃の全長又は銃身長が短い銃

	猟銃	空気銃
銃器の全長	93.9cm以下	79.9cm以下
銃身長	48.8cm以下	×

※ライフル銃を所持するためには、原則として散弾銃の10年

以上の所持実績が必要（ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者などについては例外がある）。

### 5) 携帯・運搬の制限等

みだりに携帯・運搬してはならない、携帯・運搬時は銃器にカバーなどをかけなければならない、使用しない場合は実包を装てんしてはならないなどの制限がある。

## 6) 発射の制限

狩猟、有害鳥獣駆除、射撃場での標的射撃など、許可された目的での発射しか認められていない。

## 7) 所持許可証の携帯

銃器を携帯・運搬するときは、常に所持許可証を携帯しなければならない。また、警察官から提示を求められたときは、提示しなければならない。

## (4) 火薬類取締法

### 1) 火薬類取締法の概要

銃器に使われる実包（装弾）、空包、雷管、火薬などの火薬類による災害を防止するために、それらの売買（譲受・譲渡）、保管（貯蔵）、消費、製造等に関する規制について定めた法律である。

### 2) 関係行政機関

国：経済産業省、警察庁

都道府県：都道府県警察（都道府県公安委員会）

### 3) 各種の規制や制限

銃器に使われる実包（装弾）、雷管、火薬などの譲渡又は譲受は許可制である。このため、許可無く友人間などで実包等を融通することは禁止される。また、譲受又は譲渡許可の有効期限は、1年以内の必要な期間であるとされている。なお、狩猟や有害鳥獣捕獲等に使用する一定量以下の実包等の譲受については一定の条件の下無許可で購入することができる。



#### 4) その他

実包等は、火薬庫又は堅固な設備（例えば、壁や床に固定した金属製装弾ロッカーなど容易に破壊、持ち運びができない設備）に施錠し、銃器と別々に保管する。

